

## とちぎ食の安全・安心推進会議（第20回）会議結果の概要

平成28年7月25日  
栃木県保健福祉部生活衛生課

### 1 日 時

平成28年7月25日（月）14：00～16：10

### 2 場 所

県庁本館6階大会議室1

### 3 出席者

委員総数 16名（出席14名、欠席2名）

#### (1) 出席

石井委員、猪瀬委員、菊池委員、糸委員、齋藤委員、竹内委員、中村委員、  
中山委員、西村委員、羽野委員、前田委員、増淵委員、守田委員、屋代委員

#### (2) 欠席

飯島委員、上野委員

#### (3) 県の出席者

近藤保健福祉部長、渡邊農政部次長兼農政課長、清嶋生活衛生課長 外

### 4 概 要

#### (1) 部長挨拶

県内で販売されていた山菜類から基準値を超える放射性セシウムの検出などにより、県民の食品の安全性の確保に対する関心はますます大きくなっている。

このような状況の中、今年度から「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画」の3期計画がスタートし、生産から流通まで、これまで以上に一貫した取組を推進することとしている。

また、今年度から始まった、栃木県重点戦略「とちぎ元気発信プラン」においても、「消費生活における安全・安心の確保」を重点的取組としており、関係機関・団体等の連携により、適正な食品表示や食品事業者等の自主衛生管理を推進するなど、食に関する安全・安心の確保を図っていく。

#### (2) 議事

- ① 生産段階等における食の安全・安心について～「こしあぶら」等の放射性物質基準値超過事案の対応
- ② 「平成27年度栃木県食品衛生監視指導計画」の実施計画について

#### (3) 委員意見の発言要旨

- ① 生産段階等における食の安全・安心について～「こしあぶら」等の放射性物質基準値超過事案の対応～

[委員]

今回の事案は、個人といった、網の目をくぐったような事案であったかと思う。JAではどのような対応を行っているか。

(委員)

J Aは県内50カ所程度に直売所がある。基本的に山菜はあまり出荷してないが、今回事案を受けてもう一度食の安全・安心について見直した。出荷する場合、栽培履歴を持ってくるようにしている。県の指導もあり、十分注意している。

[委員]

放射性物質値が低下しているところであるが、山菜等は表示を直売所などにおいてきちんと管理した方がよいと思う。個別の表示でなくても、表示の徹底をお願いする。

[委員]

消費者からすると情報がないと選択できないため、きちんと表示を提示するような方向性が良いと思う。

[委員]

山ごとに放射性物質の計測はできるか。

(事務局・林業振興課)

県内の山は広く、現実的に計ることは難しい。そのため、流通段階で検査し、基準値超過したものは流通を止めるという方法をとっており、検査は庁内で連携している。

また、出荷する側の意識を教育し、将来は台帳で出荷者を管理していく。

[委員]

J A系の直売所は管理されているので、J A以外の小さな直売所に対する指導を行うのがよいと思う。原発事故から5年たったこともあり、山菜を採る方の意識がどこまであるか不明である。また、消費者に対する周知広報を行っていくことが大切である。

[委員]

販売前に放射性物質検査を行うことはできないのか。

(事務局・農政課)

今回の事案をうけ、全直売所にチェック票を配布し、チェック体制について指導した。制限区域内の山菜が入っていないかをチェックするもの。

また、産地が誤っていた件について、農業振興事務所ごとに荷受人や直売所の担当者を集めて研修を行う予定。生産履歴等をチェックするように進めている。

(事務局・生活衛生課)

出荷者が自主検査をして検査している。全ての商品について検査結果を表示することは、現実としては難しい。店舗に並んでいるものは安全で検査結果が間違いないことを担保するため、直売所への指導等をしている。

[委員]

実際の産地と表示の産地が異なっていた件について、故意か過失は別としても、指導はしないのか。

(事務局・くらし安全安心課)

今回の那須塩原市産、大田原市産等の山菜を壬生町産、栃木市産として表示した案件は、食品表示法に違反していることから、7月中旬に生産者などに指示等の指導をした。

[委員]

学校給食において、食べてしまったから検査結果が判明するのか。

(事務局・健康福利課)

これまでも、学校給食の食材は流通している安全安心なものを、という前提で実施してきた。今回の事案をうけて、食材の検査は事前に判明するように、給食を実施している各市町県立学校へ通知し、再度周知した。

[委員]

生産者、消費者、行政という3つの立場があると思う。消費者には知識を得て判断し、行政は必要な情報を発信し、生産者は情報をきちんと理解して生産して欲しい。

今回の事案は、故意か過失かは不明だが、産地の偽装ということになってしまった。限定された場所の生産物だけでなく、栃木県が生産物が…、ということになってしまう可能性がある。

② 「平成27年度栃木県食品衛生監視指導計画」の実施結果について

[委員]

昨年度ご報告いただいた、ノロウイルス特別警戒情報発令の効果について、発生件数、患者数等を検証し、今後の体制に生かしてもらいたい。

[委員]

栃木県食品衛生監視指導計画について、監視計画数はさまざまな事情を勘案し計画しているとのことだが、どのくらいの期間で対象施設の全体が監視できるのか。

(事務局・生活衛生課)

県内の施設をA～Eランクに分けて全体を監視する計画となっている。営業許可は最短5年で更新し検査を行うことから、少なくとも5年に1度は監視指導を行うことになる。